

○東京歯科大学大学院入学者選抜規程

令和6年5月22日

学長裁定

(趣旨)

第1条 この規程は、東京歯科大学大学院学則第15条の規定に基づき、東京歯科大学大学院（以下「本大学院」という。）における入学者の選抜（以下「入学者選抜」という。）に関する必要な事項を定める。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、本大学院に入試検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、学長、副学長、大学院研究科長、大学院教務部長、大学院学生部長、運営委員、その他学長が指名する者をもつて構成する。
- 3 委員長は学長をもつて充て、副委員長は大学院研究科長をもつて充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 委員長は、必要と認めたときは、関係者を出席させ意見を聴取することができる。

(所掌事項)

第3条 委員会は、本大学院の入学者選抜に関する次の各号の業務を所掌する。

- (1) 本学入学希望者に対する周知方策の検討
- (2) その他入学者選抜に係る企画運営に関する事項

(入試委員等)

第4条 入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によつて、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定するため入学者選抜にかかる各委員（以下「各委員」という。）を置く。

- 2 各委員は、大学院研究科長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 各委員の任期は、発令日から当該年度末までとし、再任を妨げない。
- 4 第1項に規定する委員は、次表に掲げる業務を行う。

選考委員	入試選考委員会において、入学者選抜に係る成績資料及び判定資料に基づき、入学志願者の丹生力・意欲・適正等を多面的・総合的に評価・判定する。
面接委員	入学者選抜規程に沿って評価基準に基づいた個人面接の実施及び

	採点を担当する。
入試実施委員	作成された入試問題の妥当性と正解の有効性の確認をする。 入試問題及び解答用紙の表現方法等，的確性を確認する。
検定試験問題作成委員	入学者選抜規程に沿って入試問題を作成するとともに校正を担当する。

(事務)

第5条 委員会の事務は、大学院事務局において行う。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、委員会の議を経て学長が決定する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。